厚生労働省
宮崎労働局

Press Release

宮 崎 労 働 局 発 表
令 和 ７ 年 ５ 月 ２ 日

【照会先】
宮崎労働局労働基準部健康安全課
課　　長　　中玉利 浩治
地方労働衛生専門官　外村 哲史
（直通電話） 0985(38)8835

仕事中の熱中症に注意！

５月からクールワークキャンペーンを実施します

７月、８月に多発！　暑さ指数に応じた対策の徹底を！

宮崎労働局（局長　吉越（よしこし） 正幸（まさゆき））は、気温が上昇する５月からクールワークキャンペーンを実施します。

クールワークキャンペーン中は、次の取組などの確実な実施をお願いします。

① 暑さ指数（WBGT(※)）の測定および低減対策の検討・実施
② 緊急時の対応の確認や周知
③ 熱中症予防対策についての教育の実施

※ WBGT（湿球黒球温度）とは、人体の熱収支に影響の大きい湿度、輻射熱、気温の３つを取り入れた指標で、乾球温度、湿球温度、黒球温度の値を使って計算する値

宮崎労働局においては、発生件数の高い建設業、建設現場の交通誘導等を行う警備業、林業等の関係団体及び事業者団体（合計 99 団体）に対し、３月 17 日に「『STOP！熱中症　クールワークキャンペーン』の取組」について要請を行ったところです。

今後も県内の企業や労働者の方々に熱中症予防対策の徹底を働きかけていきます。

また、熱中症対策の強化のため、令和７年６月１日に改正労働安全衛生規則が施行されます。

【令和６年の熱中症発生状況のポイント】≪資料１≫

- 宮崎県内における令和６年の熱中症による労働災害（休業災害及び不休災害）は 172 人で、前年（100 人）を大幅に上回った《グラフ①》
- 業種別では、建設業、製造業、商業で全体の 67%を占める《グラフ②》
- 作業場所別では、屋外で 66%、屋内で 34%発生している《グラフ③》
- 発生時期は７月が最も多く、その次が８月となっている。猛暑日（35℃以上）が令和５年７月の１回に対して令和６年７月は 14 回など、平均気温が高かったことも要因と思われ、令和６年７月は前年比 2.2 倍、同８月は前年比 2.8 倍増加している。《グラフ⑤、⑥、⑧》
- 熱中症の療養のために４日以上の休業を要する者は過去最高の 22 人となり、前年（10 人）を大幅に上回った《グラフ⑥》
- 令和６年は全国的に平均気温が高かったことから、全国の熱中症による死傷者数（休業４日以上）は、令和４年以降、年々増加している《グラフ⑦》

（裏面に続く）

【宮崎県内の熱中症発生状況】

令和６年に、県内で仕事中に熱中症となり医療機関で治療を受けた人の数は 172 人で、前年の 100 人を大幅に上回りました。これは、熱中症が多発する７月と８月の最高気温が、前年（令和５年）より高い日が多かったことが影響しているものと思われます。

なお、業種別では建設業が 62 人で最も多く、次いで製造業が 35 人、商業が 18 人となっています。

【熱中症による死亡災害】

全国では、例年、30 人以上が仕事中に熱中症となり亡くなっており、「休ませて様子を見ていたところ様態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、管理が適切になされておらず被災者の救急搬送が遅れた事例なども見受けられます。

また、県内においても、過去 10 年間で２名（平成 28 年に林業、令和２年に建設業）の方が熱中症で亡くなられています。なお、令和６年８月に県外の事業場所属の交通誘導員が、宮崎県内の工事現場の交通誘導を行っていたところ、熱中症にり患し亡くなっています。

【職場における熱中症対策の強化（規則改正）】

熱中症の重篤化を防止するため、労働安全衛生規則が改正され、令和７年６月１日から施行されます。

この改正により、以下の措置が事業者に義務付けられます。

１　熱中症を生ずるおそれのある作業（※）を行う際に、

①「熱中症の自覚症状がある作業者」

②「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」

がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業者に対して周知すること

２　熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、

①作業からの離脱

②身体の冷却

③必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること

④事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業者に対して周知すること

※ WBGT(湿球黒球温度)28 度又は気温 31 度以上の作業場において行われる作業で、継続して１時間以上又は１日当たり４時間を超えて行われることが見込まれるもの

【添付資料】

資料１　職場における熱中症の発生状況（不休災害を含む）

資料２　宮崎県における職場での熱中症による死傷災害の発生状況及び事案の概要（休業４日以上）

資料３　宮崎労働局長による要請文書
（令和７年３月 17 日付け宮崎労発基 0317 第５号）

資料４　令和７年「STOP！　クールワークキャンペーン」実施要綱

参考資料　リーフレット「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」

参考資料　リーフレット「職場における熱中症対策の強化について」

資料1

職場における熱中症の発生状況

グラフ①　業種別熱中症発生状況（令和4年～令和6年／宮崎県）

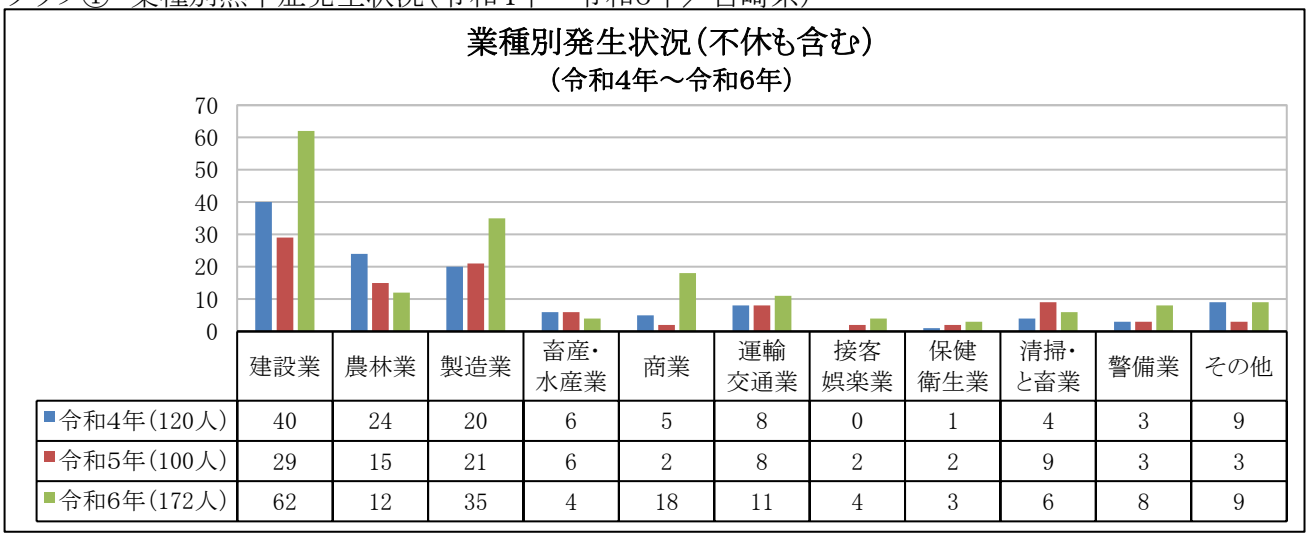

	建設業	農林業	製造業	畜産・水産業	商業	運輸交通業	接客娯楽業	保健衛生業	清掃・と畜業	警備業	その他
令和4年（120人）	40	24	20	6	5	8	0	1	4	3	9
令和5年（100人）	29	15	21	6	2	8	2	2	9	3	3
令和6年（172人）	62	12	35	4	18	11	4	3	6	8	9

グラフ②　令和6年 業種別発生割合（宮崎県）

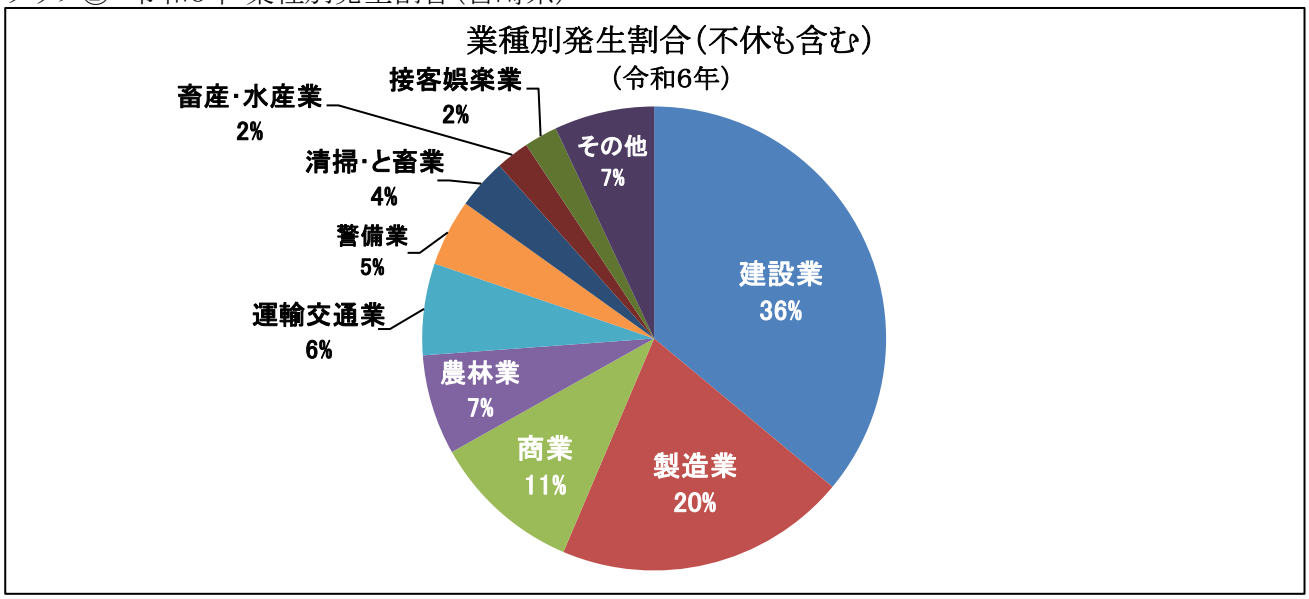

グラフ③　令和6年 作業場別熱中症発生割合（宮崎県）

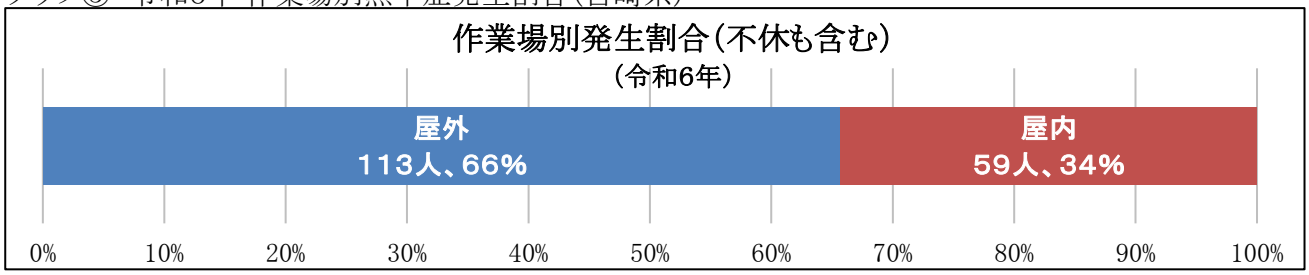

グラフ④　令和6年 年齢別熱中症発生割合（宮崎県）

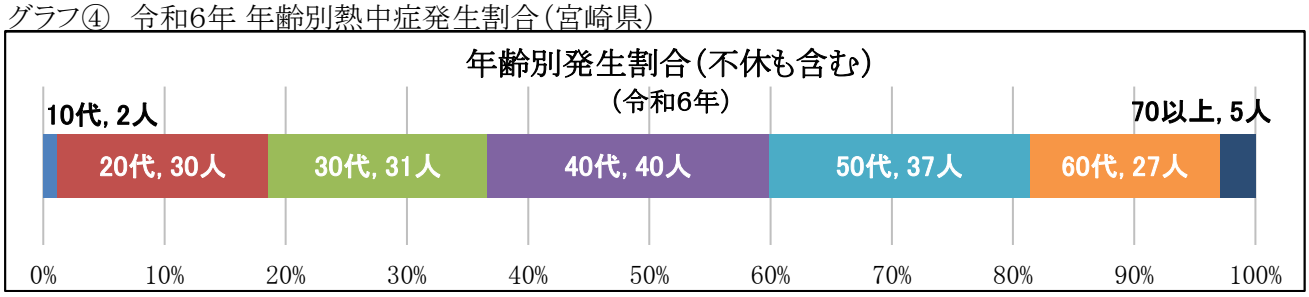

グラフ⑤　月別熱中症発生件数（令和4年～令和6年／宮崎県）

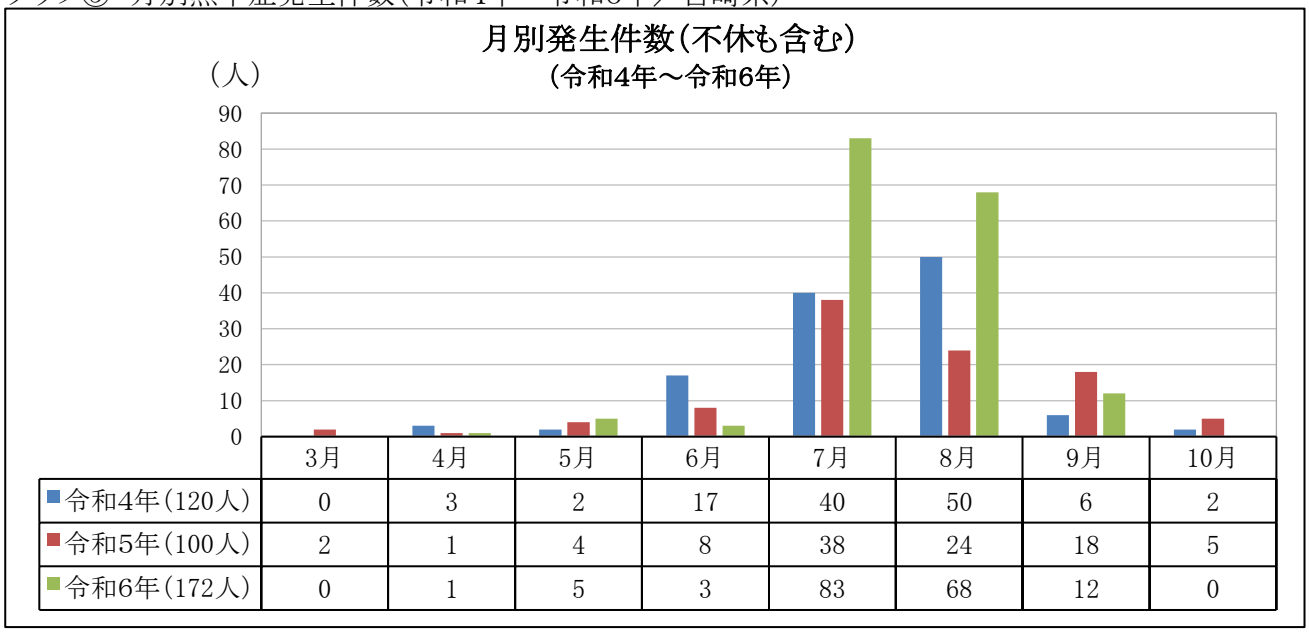

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
令和4年（120人）	0	3	2	17	40	50	6	2
令和5年（100人）	2	1	4	8	38	24	18	5
令和6年（172人）	0	1	5	3	83	68	12	0

グラフ⑥　熱中症による死傷者数の推移（休業4日以上／宮崎県　）

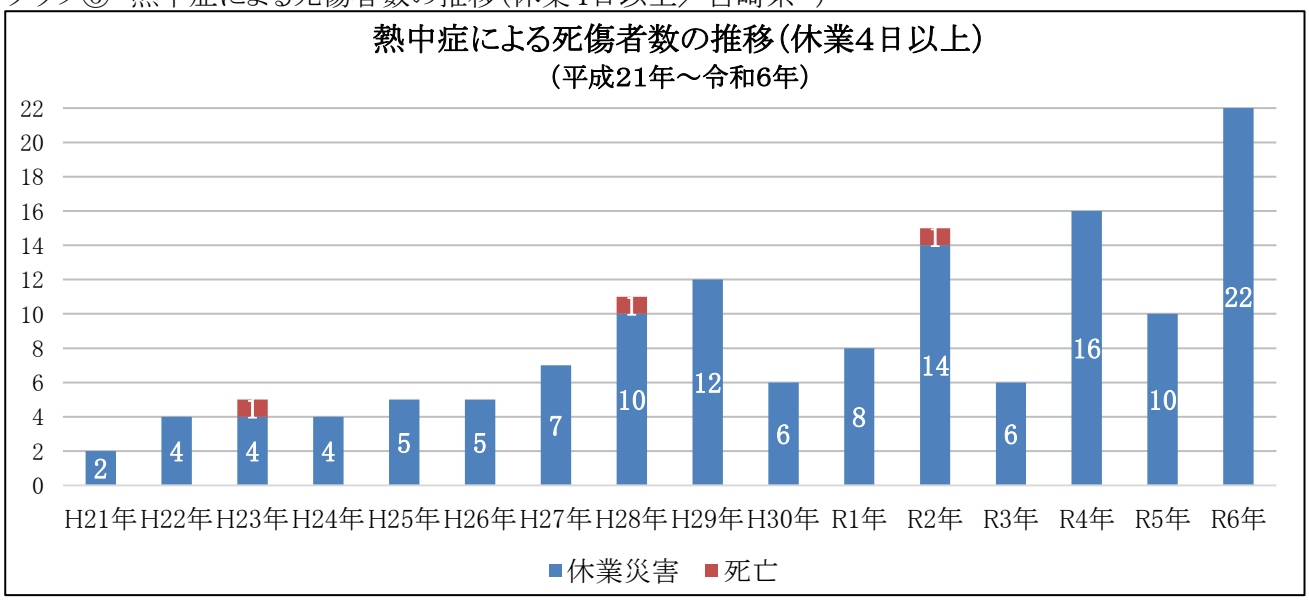

グラフ⑦　熱中症による死傷者数の推移（全国　速報値）

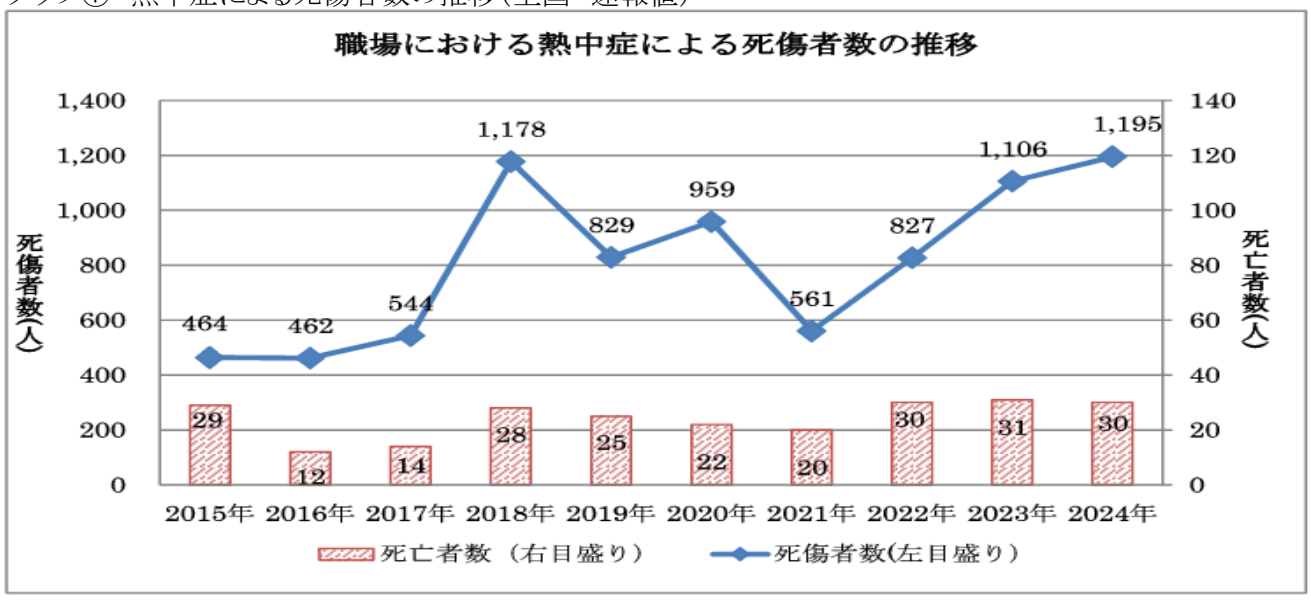

グラフ⑧　熱中症発生日別の発生件数と最高気温（不休も含む／宮崎県）

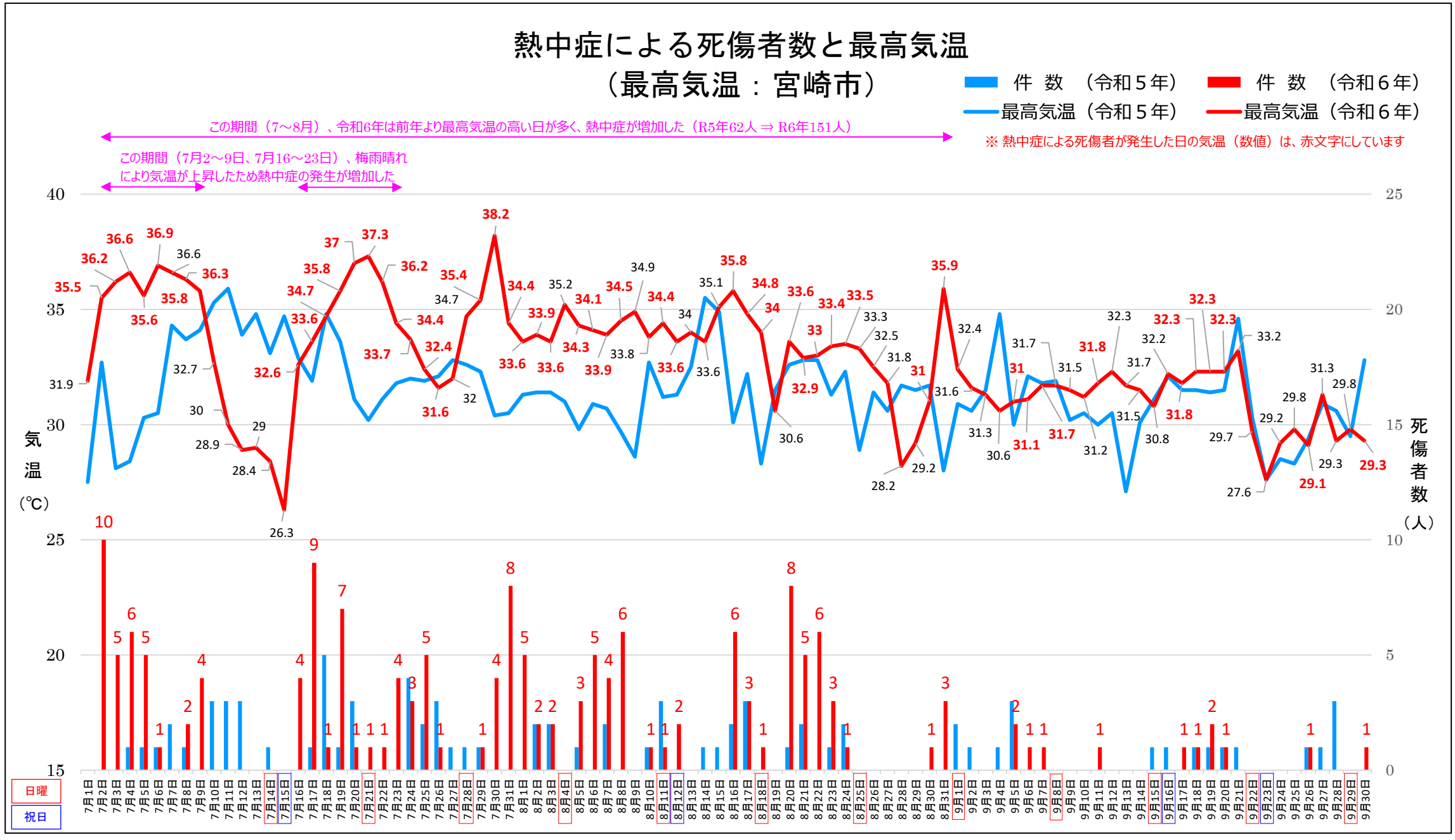

資料2

宮崎県内における職場での熱中症による死傷災害の発生状況
（休業4日以上の労働災害）

1　熱中症による死傷者数の推移（平成 21 年～令和 6 年速報値）

職場での熱中症による死傷者数は、平成 21 年以降の 16 年間で 138 人となっており、増減はあるものの長期的には増加傾向にある。

令和 6 年の死傷者数（速報値）は、前年を大きく上回る 22 人となる見込みである。

なお、平成 21 年以降、3 人が熱中症で亡くなっている。

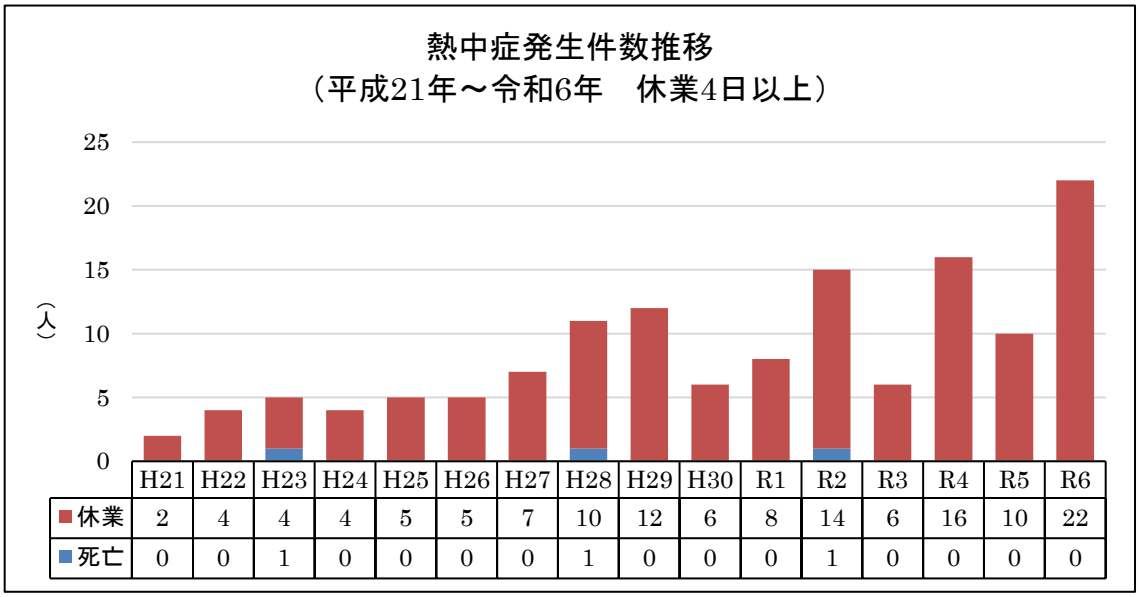

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
休業	2	4	4	4	5	5	7	10	12	6	8	14	6	16	10	22
死亡	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0

2　業種別発生状況（平成 21 年～令和 6 年速報値）

平成 21 年以降（平成 21 年～令和 6 年速報値）の業種別の熱中症の発生状況をみると、建設業が 36 人（26%）で最も多く、次いで製造業が 27 人（19%）、農林業が 22 人（16%）と続いており、この 3 業種で全体の 6 割以上を占めている。

死亡は、林業で 2 人、建設業で 1 人発生している。

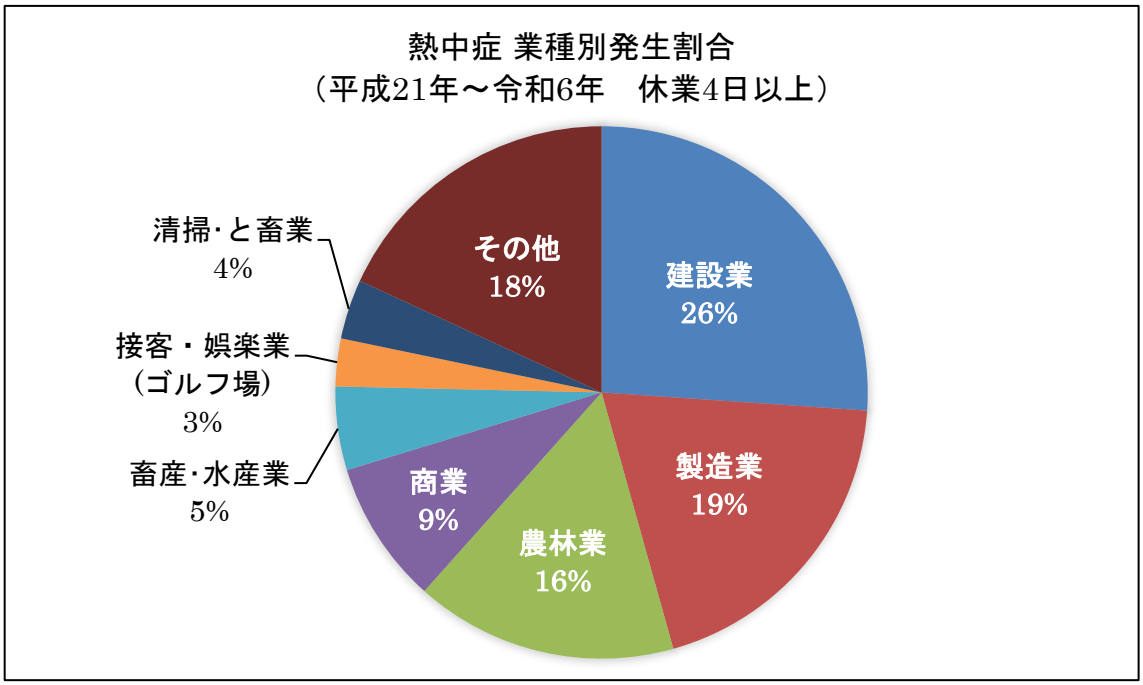

3　月別発生状況（平成 21 年～令和 6 年速報値）

平成 21 年以降（平成 21 年～令和 6 年速報値）の月別発生状況をみると、毎年、梅雨明け・盛夏の時期となる 7・8 月に全体の約 8 割（109 人）が発生している。

死亡は、6 月に 2 人、7 月に 1 人発生している。

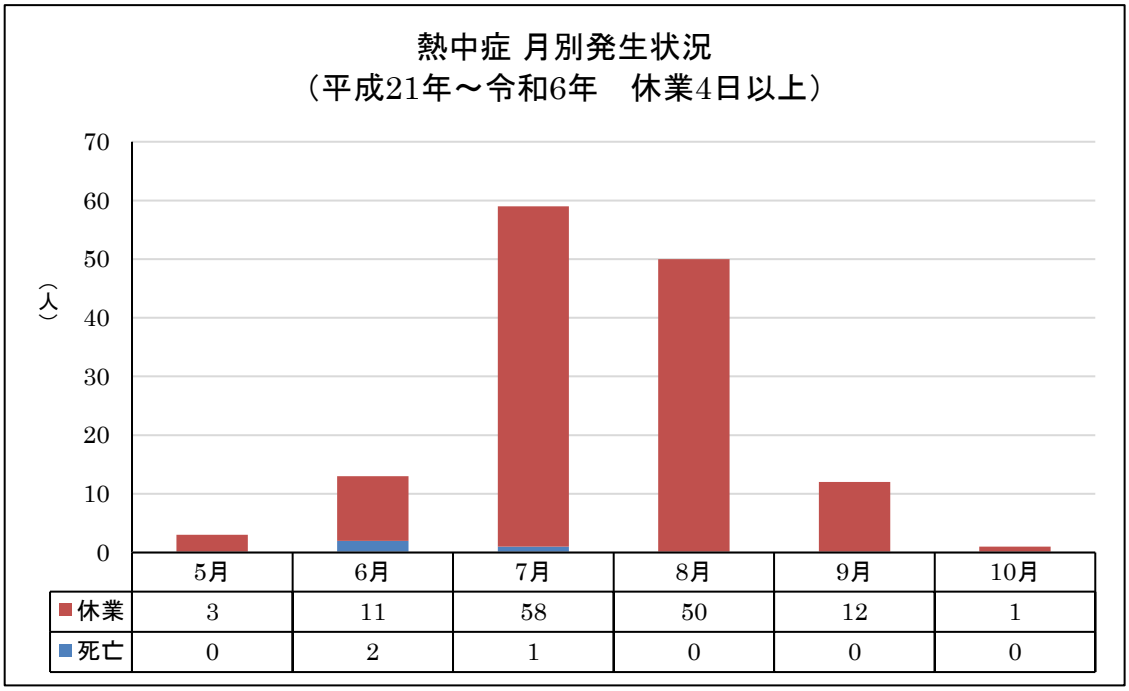

	5月	6月	7月	8月	9月	10月
休業	3	11	58	50	12	1
死亡	0	2	1	0	0	0

4　時間帯別発生状況（平成 21 年～令和 6 年速報値）

平成 21 年以降（平成 21 年～令和 6 年速報値）の時間帯別発生状況をみると、気温が上昇する 10・11 時台、気温が最も高くなる 14 時から 16 時台が多くなっている。

死亡は、14・15 時台に発生している。

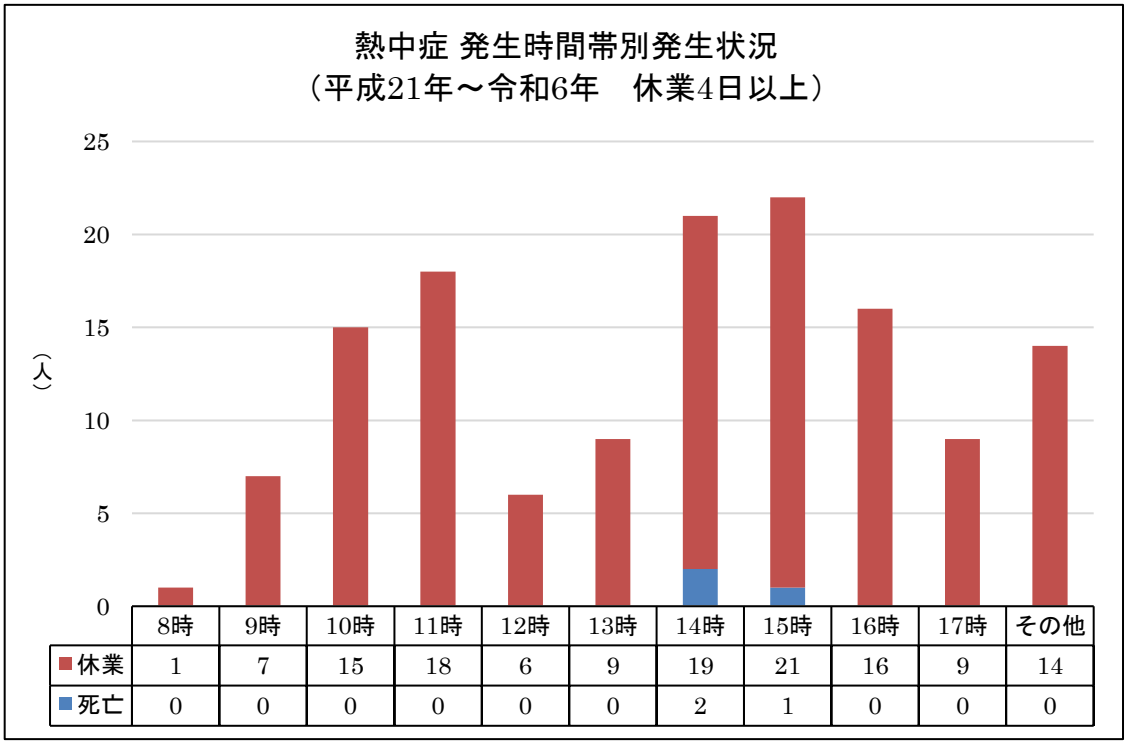

	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	その他
休業	1	7	15	18	6	9	19	21	16	9	14
死亡	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0

５　年齢別発生状況（平成 21 年～令和 6 年速報値）

平成 21 年以降（平成 21 年～令和 6 年速報値）の年齢別発生状況をみると、50 歳代が 39 人で全体の 28%を占めており、次いで 60 歳代が 25 人（18%）、20 歳代が 22 人（16%）となっている。

死亡は、50 歳代が 1 人、60 歳代が 2 人となっている。

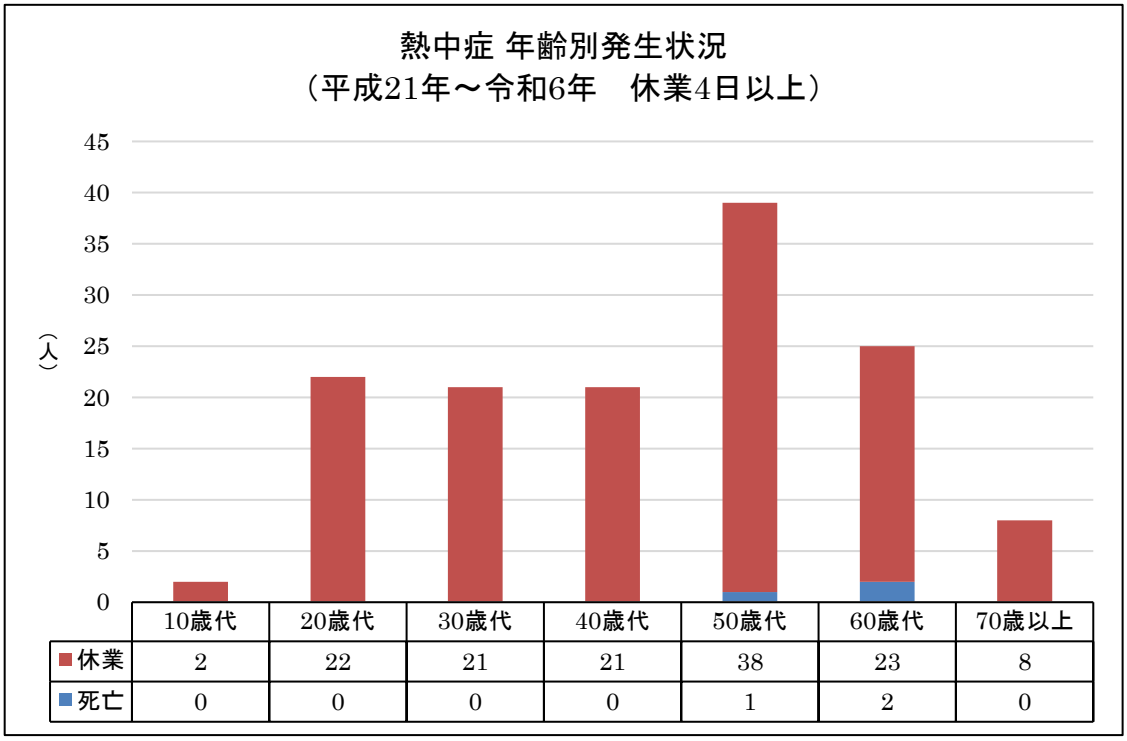

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
休業	2	22	21	21	38	23	8
死亡	0	0	0	0	1	2	0

※　統計は労働者死傷病報告（休業 4 日以上）の数値である。

宮崎県内における職場での熱中症による死傷災害事案の概要
（令和６年、休業４日以上の労働災害）

番号	年	月	業種	年代	事案の概要
1	R6	7月	農林業 （林業）	20歳代	山林で下刈作業を行っていたところ、全身が硬直し、嘔吐、自力歩行が困難になった。【休業5日】
2	R6	7月	その他の事業 （警備業）	60歳代	小売店で駐車場整理の業務を行っていた。昼休憩後に左足に痺れがあったが業務を継続したところ、約10分後に具合が悪くなり、日陰で休もうと座った際に一時的に気を失った。【休業25日】
3	R6	7月	製造業 （その他の製造業）	60歳代	空調設備の無い工場内での製品袋詰め作業後に昼休憩をとっていたところ、手足の攣りや大量の発汗などの症状を発症した。【休業3週】
4	R6	7月	運輸交通業 （道路貨物運送業）	30歳代	倉庫内において、台車への積込作業を行っていたところ、足が攣り始めるなどの初期症状が出た。【休業 16日】
5	R6	7月	その他の事業 （警備業）	70歳代	交通誘導を行っていたところ、吐き気があり気分が悪くなったため、交代しようとした際に意識がなくなり、後ろ向きに転倒した。【休業5日】
6	R6	7月	運輸交通業 （道路貨物運送業）	30歳代	管理者が、作業行っていた労働者の体調の異変を察知し確認したところ、体の火照りと吐き気があったため休憩室で休ませていたが症状が変わらず、救急搬送した。【休業4日】
7	R6	7月	商業 （小売業）	50歳代	午前中に屋外の展示スペースで試乗車や中古車の展示アレンジを行い、昼食後に洗車を行った。その後、接客を行っていたところ、ふらつき、卒倒した。【休業10日】
8	R6	7月	農林業 （農業）	60歳代	草刈り作業中、めまい、吐き気、手足が攣る症状が現れた。【休業3週】
9	R6	7月	建設業 （建築工事業）	50歳代	現場内の資材置場で型枠材を片付けていたところ、気温が高く、養生鉄板の上で作業していたため、熱中症の症状が現れた。【休業5日】
10	R6	7月	畜・水産業 （畜産業）	50歳代	午前中に牛舎周りの草刈り作業を行った。その日の勤務を終え午後5時に帰宅した。翌朝、自宅にて嘔吐し、体がだるく動けなかったため、救急搬送した。【休業12日】
11	R6	7月	建設業 （建築工事業）	50歳代	新築工事現場において型枠組立作業を行っていたところ、午後4時過ぎに体調不良のため、救急搬送した。【休業9日】
12	R6	7月	商業 （その他の商業）	40歳代	流れてくるケースをカートに載せる作業を行っていたところ、頭痛、吐き気、ふらつきの症状が発症した。体を冷やしたが意識が朦朧としたため救急搬送した。【休業6日】

番号	年	月	業種	年代	事案の概要
13	R6	7 月	商業 （その他の商業）	40 歳代	営業所ヤードにて作業中、17 時 10 分頃に体調が悪くなり、水分を取り、体を冷やしたが全身が攣り始め、意識が遠くなった。同僚が気付き、救急搬送した。【休業 4 日】
14	R6	8 月	畜・水産業 （畜産業）	30 歳代	鶏舎の中で作業中、足が攣ったためスポーツ飲料や塩飴を摂取し作業を継続したところ、足や口が痺れを発症したため、救急搬送した。【休業 4 日】
15	R6	8 月	製造業 （化学工業）	50 歳代	クレーンを操作し、設備の移動作業を行っていた。休憩後、同様の作業を行っていたところ、意識が朦朧となり、救急搬送した。【休業 6 日】
16	R6	8 月	畜・水産業 （畜産業）	30 歳代	鶏舎にて集卵作業を行っていたところ、体調不良により退社した。帰宅後も体調不良が続いたため、救急搬送した。【休業 5 日】
17	R6	8 月	運輸交通業 （道路貨物運送業）	40 歳代	大型トラックへの積込作業を開始して、休憩をしながら作業を行っていたところ、吐き気、手の攣り、めまいが発症し、ホームで転倒した。【休業 1 週】
18	R6	8 月	建設業 （土木工事業）	60 歳代	車で移動中に路肩に停車させたため本人に確認したところ、「眠かった」と言ったため、熱中症かもしれないと判断し、病院に搬送した。【休業 4 日】
19	R6	9 月	製造業 （その他の製造業）	60 歳代	工場内で作業中、めまいがしたため休憩したが嘔吐し、救急搬送した。【休業 2 週】
20	R6	9 月	商業 （その他の商業）	30 歳代	仕分け作業中、手足の痺れと体調不良を感じたため休憩したが改善せず、手が硬直し始めたことから救急搬送した。【休業 4 日】
21	R6	9 月	教育・研究業	20 歳代	園庭おいて、運動会練習用具準備、園児補助、園児の代走として走った後に倒れた。両足の麻痺と痛みのため自力歩行ができず、救急搬送した。【休業 4 日】
22	R6	9 月	建設業 （建築工事業）	20 歳代	資材回収や現場確認などの屋外作業が終わり、事務所に戻り冷房の効いた部屋で図面作成を行っていたところ、倦怠感と吐き気が発症し、救急搬送した。【休業 6 日】

資料3

宮崎労発基 0317 第 5 号
令 和 7 年 3 月 17 日

関係団体の長　殿

宮崎労働局長
（公印省略）

令和 7 年 「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」の実施について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

職場における熱中症予防対策の徹底については、令和 3 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 3 号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」に基づく対策をはじめとして、毎年、重点事項等の予防対策に取り組んできたところです。

県内の昨年の熱中症による休業 4 日以上の死傷者数は、前年の 10 人を上回る 22 人（速報値）となっており、死亡事案は発生していません。

一方、全国においては、死亡を含む休業 4 日以上の死傷者数は 1,195 人、うち死亡者数は 30 人となっており、業種別にみると、建設業 216 件、製造業 227 件で、死傷者数については、全体の約 4 割が建設業と製造業で発生しています。

また、死亡者数は、建設業が最も多く、製造業及び運送業が同数で続き、多くの事例で暑さ指数（WBGT）を把握せず、熱中症の発症時・緊急時の措置の確認・周知の実施を確認できなかったことや、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している事例も見られ、医師等の意見を踏まえた配慮がなされていなかった事例も見受けられるところです。

つきましては、職場における熱中症予防対策の徹底を図ることを目的として、今年度も別添 1 の実施要綱に基づき標記キャンペーンが展開されますので、傘下会員事業場に対し、その周知を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

また、別添 2 から 4 のとおり、全国及び県内における熱中症による死傷災害の発生状況を取りまとめていますので御活用ください。

問い合わせ先	宮崎労働局 労働基準部 健康安全課 電話　0985－38－8835

資料４

令和７年「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」実施要綱

令和７年２月 28 日制定

１　趣旨

夏季を中心に熱中症の発生が相次ぐ中、職場においても例年、熱中症が多数発生しており、ここ数年、重篤化して死亡に至る事例が年間 30 人程度発生する状態が続いていることから、業界、事業場ごとに、熱中症予防対策に取り組んでいるところである。昨年までの「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」においても、労働災害防止団体や関係省庁とも連携し、職場における熱中症の予防に取り組んできた。

昨年１年間の職場における熱中症の発生状況を見ると、死亡を含む休業４日以上の死傷者 1,195 人、うち死亡者は 30 人となっている。業種別にみると、死傷者数については、建設業 216 件、製造業 227 件となっており、全体の約４割がこれら２つの業種で発生している。また、死亡者数は、建設業、製造業及び運送業の順に多く、多くの事例で暑さ指数（WBGT）を把握せず、熱中症の発症時・緊急時の措置の確認・周知の実施を確認出来なかった。また、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有している事例も見られ、医師等の意見を踏まえた配慮がなされていなかった事例もあった。

このため、本キャンペーンを通じ、すべての職場において、「職場における熱中症予防基本対策要綱」（令和３年４月 20 日付け基発 0420 第３号）に基づく基本的な熱中症予防対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、期間中、事業者は①暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること、②熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、身体冷却や医療機関への搬送等適切な措置ができるための体制整備等を行うこと、③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮をおこなうことなど、重点的な対策の徹底を図る。

なお、労働者と同じ場所で作業に従事する労働者以外の者についても、上記措置の対象に含める。

２　期間

令和７年５月１日から９月 30 日までとする。

なお、令和７年４月を準備期間とし、令和７年７月を重点取組期間とする。

３　主唱

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団

法人全国警備業協会

4　協賛
公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会

5　後援（予定）
関係省庁

6　主唱者及び協賛者等による連携
各関係団体における実施事項についての情報交換及び相互支援の実施

7　主唱者の実施事項
（1）厚生労働省の実施事項
ア　熱中症予防に係る周知啓発資料（チェックリストを含む）等の作成、配布
イ　熱中症予防に係る有益な情報等を集めた特設サイトの開設
（ア）災害事例、効果的な対策、好事例、先進事例の紹介
（イ）熱中症予防に資するセミナー、教育用ツール等の案内
ウ　各種団体等への協力要請及び連携の促進
エ　都道府県労働局、労働基準監督署による事業場への啓発・指導
オ　その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項
（2）各労働災害防止協会等の実施事項
ア　会員事業場等への周知啓発
イ　事業場の熱中症予防対策への指導援助
ウ　熱中症予防に資するセミナー等の開催、教育支援
エ　熱中症予防に資するテキスト、周知啓発資料等の提供
オ　その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

8　協賛者の実施事項
（1）有効な熱中症予防関連製品及び日本産業規格を満たしたWBGT指数計の普及促進
（2）その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

9　各事業場における重点実施事項
期間中に「10　各事業場における詳細な実施事項」に掲げる取組を行うこととする。重点とすべき事項を以下に特記する。
（1）準備期間中
暑さ指数（WBGT）の把握の準備（10の（1）のア）
作業計画の策定等（10の（1）のイ）

緊急時の対応の事前確認等（10 の（１）のク）

（２）キャンペーン期間中

暑さ指数（WBGT）の把握と評価（10 の（２）のア及びイ）

作業環境管理（10 の（２）のウ）

作業管理（10 の（２）のエ）

健康管理（10 の（２）のオ）

異常時の措置（10 の（２）のキ）

（３）重点取組期間中

作業環境管理（10 の（３）のア）

作業管理（10 の（３）のイ）

異常時の措置（10 の（３）のオ）

10　各事業場における詳細な実施事項

（１）準備期間中に実施すべき事項

ア　暑さ指数（WBGT）の把握の準備

日本産業規格 JIS Z 8504 又は JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計を準備し、点検すること。黒球がないなど日本産業規格に適合しない測定器では、屋外や輻射熱がある屋内の作業場所で、暑さ指数（WBGT）が正常に測定されない場合がある。

なお、環境省が発表している熱中症特別警戒アラート、環境省、気象庁が発表している熱中症警戒アラートは、職場においても、熱中症リスクの早期把握の観点から参考となる。

イ　作業計画の策定等

夏季の暑熱環境下における作業に対する作業計画を策定する。作業計画には、特に新規入職者や休み明け労働者等については、熱中症を発症するリスクが高いため、作業内容等十分に考慮した暑熱順化プログラム、暑さ指数（WBGT）に応じた十分な休憩時間の確保、WBGT 基準値（別紙表１）を踏まえた作業中止に関する事項を含める必要がある。なお、休憩時間の確保や作業中止に関する事項の検討に当たっては、下記ウからオに基づいて実施する対策や検討結果、カからクに基づいて実施する管理等の状況を十分に踏まえたものとする。

また、熱中症の症状を呈して体調不良となった場合等を想定した連絡等の体制と、必要な措置の実施手順を定め、関係労働者に周知する。

ウ　設備対策の検討

WBGT 基準値を超えるおそれのある場所において作業を行うことが予定されている場合には、簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワー等による散水設備の設置を検討する。ただし、ミストシャワー等による散水設備の設置に当たっては、湿度が上昇することや滑りやすくなることに

留意する。また、既に設置している冷房設備等については、その機能を点検する。

エ　休憩場所の確保の検討

熱中症の重篤化を防ぐためには、適切な身体冷却が有効なため作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所の確保を検討する。当該休憩場所は横になることのできる広さのものとする。また、休憩場所における状態の把握方法及び状態が悪化した場合の対応についても検討する。

オ　服装等の検討

熱を吸収し又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を準備する。また、直射日光下における作業が予定されている場合には、通気性の良い帽子、ヘルメット等を準備する。服装等の選定に当たっては、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服やヘルメットを採用するなど、作業中の深部体温上昇の抑制に資するものを積極的に採用する。

なお、事業者が業務に関連し衣類や保護衣を指定することが必要な場合があり、この際には、あらかじめ衣類の種類を確認し、暑さ指数（WBGT）の補正（別紙表２）の必要性を考慮する。

カ　教育研修の実施

各級管理者、労働者に対する教育を実施する。教育は、別紙表３及び別紙表４に基づき実施する。

教育用教材としては、厚生労働省の運営しているポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」に掲載されている「熱中症予防スイッチ・オン その行動、その習慣が、いのちを守る 自分でできる７つのこと」等の動画コンテンツ、「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」、熱中症予防対策について点検すべき事項をまとめたリーフレット等や、環境省の熱中症予防情報サイトに公表されている熱中症に係る動画コンテンツや救急措置等の要点が記載された携帯カード「熱中症予防カード」などを活用する。

なお、事業者が自ら当該教育を行うことが困難な場合には、関係団体が行う教育を活用する。

キ　労働衛生管理体制の確立

事業者、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者が中心となり、（１）から（３）までに掲げる熱中症予防対策について検討するとともに、事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立を図る。

現場で作業を管理する者等、衛生管理者、安全衛生推進者等以外の者に熱中症予防対策を行わせる場合は、上記カの教育研修を受けた者等熱中症について十分な知識を有する者のうちから、熱中症予防管理者を選任し、同管理者に対し、（２）のクに掲げる業務について教育を行う。

ク　緊急時の対応の事前確認等

事業場ごとに、あらかじめ、労働者の体調不良時に搬送を行う医療機関の連絡先や所在地や緊急時の必要な措置の実施手順を作成し、朝礼場所や休憩場等の労働者が見やすい場所への掲示やメールでの送付等により周知する。

（２）キャンペーン期間中に実施すべき事項

ア　暑さ指数（WBGT）の把握

暑さ指数（WBGT）の把握は、日本産業規格に適合した WBGT 指数計による随時把握を基本とする。その地域を代表する一般的な暑さ指数（WBGT）を参考とすることは有効であるが、個々の作業場所や作業ごとの状況は反映されていないことに留意する。特に、測定方法や測定場所の差異により、参考値は、実測した暑さ指数（WBGT）よりも低めの数値となることがあるため、直射日光下における作業、炉等の熱源の近くでの作業、冷房設備がなく風通しの悪い屋内における作業については、実測することが必要である。

地域を代表する一般的な暑さ指数（WBGT）の参照：

環境省熱中症予防情報サイト　https://www.wbgt.env.go.jp/

建設現場における熱中症の危険度の簡易判定のためのツール：

建設業労働災害防止協会ホームページ

https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/leaflet/files/heat_stroke_risk_assessment_chart.pdf

イ　暑さ指数（WBGT）の評価

実測した暑さ指数（WBGT）（必要に応じて別紙表２により衣類の補正をしたもの）は、別紙表１の WBGT 基準値に照らして評価し、熱中症リスクを正しく見積もる。WBGT 基準値を超え又は超えるおそれのある場合には、暑さ指数（WBGT）の低減をはじめとした以下ウからオまでの対策を徹底する。

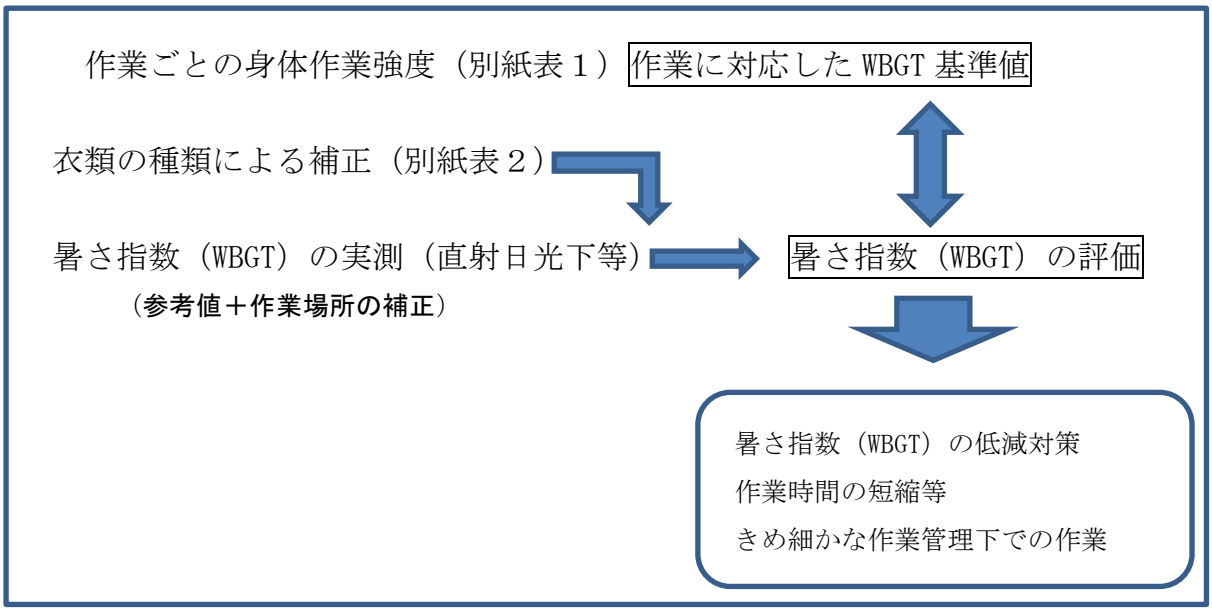

図　暑さ指数（WBGT）の評価と評価結果に基づく措置

ウ　作業環境管理

（ア）暑さ指数（WBGT）の低減等

（１）のウで検討した暑さ指数（WBGT）の低減対策を行う。

（イ）休憩場所の整備等

（１）のエで検討した休憩場所の設置を行う。休憩場所には、氷、アイススラリー（流動性の氷状飲料）、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を設ける。また、水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行うことができるよう飲料水、スポーツドリンク、塩飴等の備付け等を行う。さらに、状態が悪化した場合に対応できるように、休憩する者を一人きりにしないことや連絡手段を明示する等に留意する。

エ　作業管理

（ア）作業時間の短縮等

（１）のイで検討した作業計画に基づき、WBGT 基準値に応じた休憩等を行うこと。

測定した暑さ指数（WBGT）が WBGT 基準値を大幅に超える場合は、原則として作業を行わないこととする。WBGT 基準値を大幅に超える場所で、やむを得ず作業を行う場合は、次に留意して作業を行う。

①　単独作業を控え、（１）のイを参考に、休憩時間を長めに設定する。

②　管理者は、作業中労働者の心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況、水分及び塩分の摂取状況を頻繁に確認する。なお、熱中症の発生しやすさには個人差があることから、ウェアラブルデバイスなどの IoT 機器を活用することによる健康管理も有効である。

（イ）暑熱順化への対応

暑熱順化の有無が、熱中症の発生リスクに大きく影響することから、７日以上かけて暑熱環境での身体的負荷を増やし、作業時間を調整し、次第に長くすることが望ましい。特に、新規採用者等に対して他の労働者と同様の暑熱作業を行わせないよう、計画的な暑熱順化プログラムを組むこと。

なお、夏季休暇等のため熱へのばく露が中断すると４日後には暑熱順化の顕著な喪失が始まることに留意する（※）。

暑熱順化ができていない場合には、特に（２）のエの（ア）に留意の上、作業を行う。

※暑熱順化対応例

職場での暑熱順化は暑さが本格化する前に作業時間を徐々に伸ばすなど

調整し、発汗しやすい服装等で作業負荷をかけ、個人の健康状態を確認しながら７日以上かけて実施する。職場以外でも、個人の運動、入浴等日常生活で無理のない範囲で汗をかくようにすることでも可能である。

また、４日後には暑熱順化が顕著に喪失することを踏まえ、連休前に７日以上かけて身体的負荷を増やすなど暑熱順化しても、GW などを挟む場合には、休暇中の活動状況をヒアリングするなどして、休暇中に発汗を伴うスポーツ等を行っていなかったような場合は、必要に応じ、暑熱順化期間の延長や、追加の暑熱順化を行う。

（ウ）水分及び塩分の摂取

労働者は、のどの渇きに関する自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を行う。管理者は、労働者の水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認、水分を常備、休憩設備の工夫などにより、労働者からの申出にかかわらず定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図る。

なお、尿の回数が少ない又は尿の色が普段より濃い状態は、体内の水分が不足している状態である可能性があることを作業者へ周知する。

（エ）服装等

（１）のオで検討した服、帽子、ヘルメット等を着用する。必要に応じて、通気性の良い衣類に変更する。

（オ）プレクーリング

暑さ指数（WBGT）が高い暑熱環境の下で、作業強度を下げたり通気性の良い衣服を採用したりすることが困難な作業においては、作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑えるプレクーリングも行われており、体表面を冷却する方法と、冷水やアイススラリー（流動性の氷状飲料）などを摂取して体内から冷却する方法がある。必要に応じて作業開始前や休憩時間中のプレクーリングを検討する。

オ　健康管理

（ア）健康診断結果に基づく対応等

熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある次のような疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮を行う。

①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等

（イ）日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることについて指導を行う。また、熱中症の具体的症状について労働者に教育し、労働者自身が早期に気づくことができるようにする。

（ウ）労働者の健康状態及び暑熱順化の状況の確認

当日の作業開始前に、当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等の健康状態の確認を行う。また、職長等の管理者は、入職後１週間未満の労働者及び夏季休暇等のために熱へのばく露から４日以上離れていた労働者をあらかじめ把握し、当該労働者の作業時間中や作業終了時における健康状態に特に配慮する。

健康状態又は暑熱順化の状況から熱中症の発症リスクが高いと疑われる者に対しては、必要に応じ作業の配置換え等を行う。

（エ）作業中の労働者の健康状態の確認

作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして労働者の健康状態を確認する。また、単独での長時間労働を避けさせ、複数の労働者による作業においては、労働者にお互いの健康状態について留意するよう指導するとともに、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者やあらかじめ定められた担当者に申し出るよう指導する。単独作業を避けられない場合はウェアラブルデバイス等の導入を検討することや体調の定期連絡など常に状況を確認できる態勢を確保することが望ましい。

カ　労働衛生教育

（１）のカの教育研修については、期間中においても、適切な機会をとらえて実施する。特に別紙表４に示す内容については、雇入れ時や新規入場時に加え、日々の朝礼等の際にも繰り返し実施する。

キ　異常時の措置

本人や周りが少しでも異変を感じた際には、必ず、一旦、作業を離れ、身体冷却や医療機関に搬送するなどの措置をとるとともに、症状に応じて救急隊を要請する。なお、本人に自覚症状がない、又は大丈夫との本人からの申出があったとしても躊躇わずに、あらかじめ定められた担当者に連絡し、措置の実施手順に従って、医療機関への搬送や救急隊の要請を行う。なお、判断に迷う場合は、＃7119 等を活用することも有効である。医療機関に搬送するまでの間や救急隊が到着するまでの間には、必要に応じてアイススラリー（流動性の氷状飲料）、水分、塩分の摂取を行ったり、衣服を脱がせ水をかけて全身を急速冷却したりすること等により効果的な身体冷却に努める。その際には、一人きりにせずに誰かが様子を観察する。

ク　熱中症予防管理者等の業務

衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者又は熱中症予防管理者に対し、次の業務を行わせること。

（ア）作業に応じて、適用すべき WBGT 基準値を決定し、併せて衣類に関し暑さ指数（WBGT）に加えるべき着衣補正値の有無を確認する。

（イ）ウの（ア）の暑さ指数（WBGT）の低減対策の実施状況を確認する。

（ウ）入職日、作業や休暇の状況等に基づき、あらかじめ各労働者の暑熱順化の状況を確認する。なお、あらかじめ暑熱順化不足の疑われる労働者はプロ

グラムに沿って暑熱順化を行う必要がある。

（エ）朝礼時等作業開始前において労働者の体調及び暑熱順化の状況を確認する。

（オ）作業場所の暑さ指数（WBGT）の把握と結果の評価を行う。

評価結果に基づき、必要に応じて作業時間の短縮等の措置を講ずる。

（カ）熱中症のおそれのある労働者を発見した際に連絡を行う担当者や連絡先、措置の手順等について、作業開始前に周知する。

（キ）職場巡視を行い、労働者の水分及び塩分の摂取状況を確認する。

（ク）退勤後に体調が悪化しうることについて注意喚起する。

（３）重点取組期間中に実施すべき事項

ア　作業環境管理

（２）のウの（ア）の暑さ指数（WBGT）の低減効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行う。

イ　作業管理

（ア）期間中に梅雨明けを迎える地域が多く、急激な暑さ指数（WBGT）の上昇が想定されるが、その場合は、労働者の暑熱順化ができていないことから、プログラムに沿って暑熱順化を行うとともに、暑さ指数（WBGT）に応じた作業の中断等を徹底する。

（イ）水分及び塩分の積極的な摂取や熱中症予防管理者等によるその確認の徹底を図る。

ウ　健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒、暑熱順化の不足等について、作業開始前に確認するとともに、巡視の頻度を増やす。

エ　労働衛生教育

期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的な教育を行う。

オ　異常時の措置

（２）のキの措置に加え、体調不良の者を休憩させる場合は、状態の把握が容易に行えるように配慮し、事前に周知されている担当者に連絡を行い、あらかじめ定められた措置の実施手順に従い対処すること。なお、判断に迷う場合は、＃7119 等を活用することも有効である。

別紙

表１　身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	WBGT 基準値	
		暑熱順化者の WBGT 基準値　℃	暑熱非順化者の WBGT 基準値　℃
０ 安静	安静、楽な座位	33	32
１ 低代謝率	軽い手作業(書く、タイピング、描く、縫う、簿記)；手及び腕の作業(小さいペンチツール、点検、組立て又は軽い材料の区分け)；腕及び脚の作業(通常の状態での乗り物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作)。 立位でドリル作業(小さい部品)；フライス盤(小さい部品)；コイル巻き；小さい電機子巻き；小さい力で駆動する機械；2.5 km/h 以下での平たん(坦)な場所での歩き。	30	29
２ 中程度代謝率	継続的な手及び腕の作業［くぎ(釘)打ち、盛土］；腕及び脚の作業(トラックのオフロード運転、トラクター及び建設車両)；腕と胴体の作業(空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、除草、果物及び野菜の収穫)；軽量な荷車及び手押し車を押したり引いたりする；2.5 km/h～5.5 km/h での平たんな場所での歩き；鍛造	28	26
３ 高代謝率	強度の腕及び胴体の作業；重量物の運搬；ショベル作業；ハンマー作業；のこぎり作業；硬い木へのかんな掛け又はのみ作業；草刈り；掘る；5.5 km/h～7 km/h での平たんな場所での歩き。 重量物の荷車及び手押し車を押したり引いたりする；鋳物を削る；コンクリートブロックを積む。	26	23
４ 極高代謝率	最大速度の速さでのとても激しい活動；おの(斧)を振るう；激しくシャベルを使ったり掘ったりする；階段を昇る；平たんな場所で走る；7km/h 以上で平たんな場所を歩く。	25	20

注１　日本産業規格 JIS Z 8504（熱環境の人間工学－WBGT（湿球黒球温度）指数に基づく作業者の熱ストレスの評価－暑熱環境）附属書 A「WBGT 熱ストレス指数の基準値」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。

注２　暑熱順化者とは、「評価期間の少なくとも１週間以前から同様の全労働期間、高温作業条件（又は類似若しくはそれ以上の極端な条件）にばく露された人」をいう。

注３（参考１）身体を冷却する服の着用をしていない等、特段の熱中症予防対策を講じていない場合における「休憩時間の目安」：暑熱順化した作業者において、WBGT 基準値～１℃程度超過しているときには１時間当たり 15 分以上の休憩、２℃程度超過しているときには 30 分以上の休憩、３℃程度超過しているときには 45 分以上の休憩、それ以上超過しているときには作業中止が望ましい。暑熱順化していない作業者においては、上記よりもより長い時間の休憩等が望ましい。

（出典）米国産業衛生専門家会議（ACGIH）の許容限界値（TLV）を元に算出。

注４　身体を冷却する服の着用等により、作業中の深部体温の上昇や休憩中の身体冷却の促進が図られるような場合については、参考１に示した休憩時間を短縮し、又は作業中止とする WBGT 値を高く設定することも可能であるが、その検討に当たっては、以下、参考２に掲げる知見を踏まえたものとすること。また、熱中症の発症や発症後の重症化の有無及び早さは個々の労働者の健康状態や作業態様によって大きく異なるため、10(2)オ(ｴ)に掲げる「作業中の労働者の健康状態の確認」に当たっては、周辺で作業する作業者との間で２人１組で「バディ」を組ませて声かけ等により定期的に相互の健康状態や異常の有無を確認するなどにより、熱中症の未然防止や発症時の迅速な応急措置の実施に努めることが必要である。

（参考２）

・　適切な休憩の取得で体温や体液の正常化を図った上での、ファン付き作業服の着用は、作業時間を長くすることも可能である。温度 30℃、湿度 85%における運動実験の結果、ファン付き作業服の着用は非着用時と比較して同様の体温に到達するまで 15 分遅らせる効果があることがわかっている。

・　同実験の結果、ファン付き作業服の着用は非着用時と比較して推定発汗量が約 20%減少させる効果があることもわかっている。

表２　衣類の組合せにより暑さ指数（WBGT）に加えるべき着衣補正値（℃-WBGT）

組合せ	コメント	暑さ指数（WBGT）に加えるべき着衣補正値（℃-WBGT）
作業服	織物製作業服で、基準となる組合せ着衣である。	0
つなぎ服	表面加工された綿を含む織物製	0
単層のポリオレフィン不織布製つなぎ服	ポリエチレンから特殊な方法で製造される布地	2
単層の SMS 不織布製のつなぎ服	SMS はポリプロピレンから不織布を製造する汎用的な手法である。	0
織物の衣服を二重に着用した場合	通常、作業服の上につなぎ服を着た状態。	3
つなぎ服の上に長袖ロング丈の不透湿性エプロンを着用した場合	巻付型エプロンの形状は化学薬剤の漏れから身体の前面及び側面を保護するように設計されている。	4
フードなしの単層の不透湿つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	10
フードつき単層の不透湿つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	11
服の上に着たフードなし不透湿性のつなぎ服	－	12
フード	着衣組合せの種類やフードの素材を問わず、フード付きの着衣を着用する場合。フードなしの組合せ着衣の着衣補正値に加算される。	+1

注記１　透湿抵抗が高い衣服では、相対湿度に依存する。着衣補正値は起こりうる最も高い値を示す。

注記２　SMS はスパンボンド-メルトブローン-スパンボンドの３層構造からなる不織布である。

注記３　ポリオレフィンは、ポリエチレン、ポリプロピレン、ならびにその共重合体などの総称である。

表３　熱中症予防管理者労働衛生教育

事項		範囲	時間
(1)	熱中症の症状*	・熱中症の概要 ・職場における熱中症の特徴 ・体温の調節 ・体液の調節 ・熱中症が発生する仕組みと症状	３０分
(2)	熱中症の予防方法*	・暑さ指数（WBGT）（意味、WBGT 基準値に基づく評価） ・作業環境管理（暑さ指数（WBGT）の低減、休憩場所の整備等） ・作業管理（作業時間の短縮、暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、作業中の巡視等） ・健康管理（健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認、身体の状況の確認等） ・労働衛生教育（労働者に対する教育の重要性、教育内容及び教育方法） ・熱中症予防対策事例	１５０分
(3)	緊急時の救急処置	・緊急連絡網の作成及び周知 ・緊急時の救急措置	１５分
(4)	熱中症の事例	・熱中症の災害事例	１５分

注　対象者の熱中症に対する基礎知識の状況に応じ、(1)及び(2)をそれぞれ 15 分、75 分に短縮して行うこととして差し支えない。

表４　労働者向け労働衛生教育（雇入れ時又は新規入場時）

事項		範囲
(1)	熱中症の症状	・熱中症の概要 ・職場における熱中症の特徴 ・体温の調節 ・体液の調節 ・熱中症が発生する仕組みと症状
(2)	熱中症の予防方法	・暑さ指数（WBGT）の意味 ・現場での熱中症予防活動（暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、日常の健康管理等）
(3)	緊急時の救急処置	・緊急時の救急措置
(4)	熱中症の事例	・熱中症の災害事例

STOP! 熱中症 クールワーク キャンペーン

職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。

◀キャンペーン実施要項

キャンペーン期間

4月	5月	6月	7月	8月	9月
準備			重点取組		

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

☐ 労働衛生管理体制の確立

事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

☐ 暑さ指数(WBGT)の把握の準備

JIS規格に適合した暑さ指数計を
準備し、点検

☐ 作業計画の策定

暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業計画を策定

☐ 設備対策の検討

暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風
または冷房設備、散水設備の設置を検討

☐ 休憩場所の確保の検討

冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

☐ 服装の検討

透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

☐ 教育研修の実施

管理者、労働者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画　e-learning

☐ 緊急時の対応の事前確認

緊急時の対応（異常時における連絡体制や
対応手順等）を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁（予定）

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare ・都道府県労働局・労働基準監督署

（R７.２）

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと

環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP 1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握

地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効

STEP 2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

- ☐ **暑さ指数の低減**
  準備期間に検討した設備対策を実施
- ☐ **休憩場所の整備**
  準備期間に検討した休憩場所を設置
- ☐ **服装**
  準備期間に検討した服装を着用
- ☐ **作業時間の短縮**
  作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
- ☐ **プレクーリング**
  作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる
- ☐ **水分・塩分の摂取**
  水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
- ☐ **暑熱順化への対応**
  熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整
  ※新規入職者や休み明け労働者は別途注意すること
- ☐ **健康診断結果に基づく対応**
  次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮　①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢
- ☐ **日常の健康管理**
  当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
- ☐ **作業中の労働者の健康状態の確認**
  巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
- ☐ **異常時の対応**
  あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
  少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
  ※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風する**ことなどにより身体を冷却
  ※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）

重点取組期間 7月 にすべきこと

- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

「令和７年６月１日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます」

職場における
熱中症対策の強化について

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における
熱中症による死亡災害の傾向

・死亡災害が**２年連続で30人レベル。**
・熱中症は死亡災害に至る割合が、**他の災害の約５～６倍。**
・**死亡者の約７割は屋外作業**であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない
（重篤化させない）ための
適切な対策の実施が必要。

基本的な考え方

見つける ▶ 判断する ▶ 対処する

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の**「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」**が事業者に義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業者」や「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業者への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業者を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（フロー図①②を参考例として）の作成及び関係作業者への周知

対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続１時間以上又は１日４時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

職場における熱中症対策の強化について

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

熱中症のおそれのある者に対する処置の例　フロー図 1

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

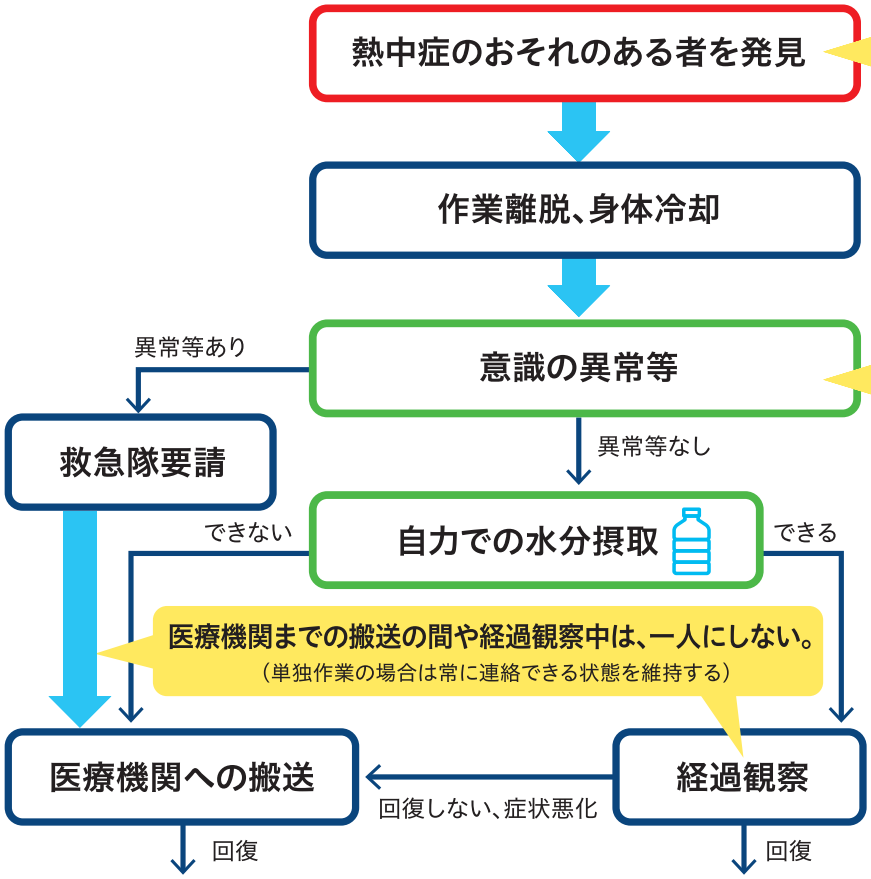

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】
ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣 等

【自覚症状】
めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温 等

「意識の有無」だけで判断するのではなく、
①返事がおかしい
②ぼーっとしている
など、普段と様子がおかしい場合も異常等ありとして取り扱うことが適当。
判断に迷う場合は、安易な判断は避け、＃7119等を活用するなど専門機関や医療機関に相談し専門家の指示を仰ぐこと。

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例　フロー図 2

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

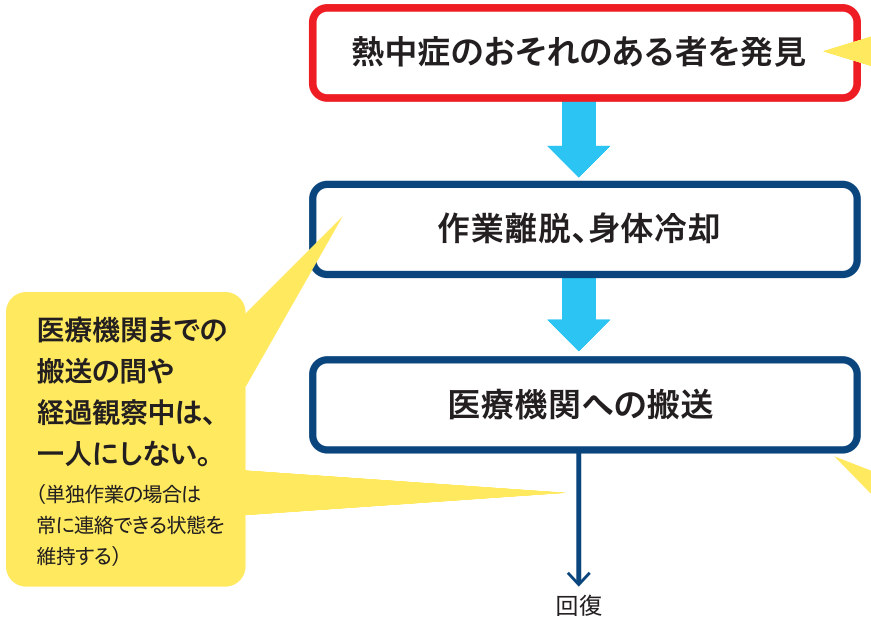

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。
（単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する）

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】
ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣 等

【自覚症状】
めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温 等
①返事がおかしい
②ぼーっとしている　など、
普段と様子がおかしい場合も、熱中症のおそれありとして取り扱うことが適当。

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。

救急隊を要請すべきか判断に迷う場合は、＃7119等を活用するなど、専門機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことも考えられる。

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。